令和７年４月２７日執行の石巻市議会議員補欠選挙における選挙運動用自動車使用契約書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　（課税業者等との契約）

　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　（以下

「乙」という。）は、選挙運動用自動車の借入れに関して、次のとおり契約を締結する。

　（自動車の借入）

第１条　甲は、乙から、乙の所有する次の自動車を借入れするものとする。

　　　　　自動車の種類

　　　　　自動車の登録番号

　（借入期間）

第２条　借入する期間は、次のとおりとする。

　　　　　令和　　 年　　 月　　 日から令和　　 年　　 月　　 日まで　　　　　 日間

　（借入金額）

第３条　借入の料金は、次のとおりとする。

　　　　　一金　　　　　　　　　　　　円　（うち消費税額　　　　　　　　　　　　円）

　　　　　ただし、１日につき　　　　　　　　　　　　円（消費税含む。）とする。

　（支払いの方法）

第4条　甲は、乙から請求のあった日から３０日以内に、前条に定める借入料金を乙に支払うも

のとする。

　（支払いの特例）

第５条　甲が、公職選挙法第１４１条第８項の規定により自動車を無料で使用することができる

場合は、前条の規定にかかわらず、乙は、石巻市議会議員及び石巻市長の選挙における選挙運

動の公費負担に関する条例第４条の規定に基づき、石巻市（以下「市」という。）に請求するも

のとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

　　この場合において、市が乙に支払う金額が第３条に定める契約金額に満たない場合は、甲が

乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本契約書２通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各１通を保有す

るものとする。

　　令和　　 年　　 月　　 日

　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

 　 乙

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

令和７年４月２７日執行の石巻市議会議員補欠選挙における選挙運動用自動車使用契約書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（非課税業者等との契約）

　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　（以下

「乙」という。）は、選挙運動用自動車の借入れに関して、次のとおり契約を締結する。

　（自動車の借入）

第１条　甲は、乙から、乙の所有する次の自動車を借入れするものとする。

　　　　　自動車の種類

　　　　　自動車の登録番号

　（借入期間）

第２条　借入する期間は、次のとおりとする。

　　　　　令和　　 年　　 月　　 日から令和　　 年　　 月　　 日まで　　　　　 日間

　（借入金額）

第３条　借入の料金は、次のとおりとする。

　　　　　一金　　　　　　　　　　　　円

　　　　　ただし、１日につき　　　　　　　　　　　　円とする。

　（支払いの方法）

第４条　甲は、乙から請求のあった日から３０日以内に、前条に定める借入料金を乙に支払うも

のとする。

　（支払いの特例）

第５条　甲が、公職選挙法第１４１条第８項の規定により自動車を無料で使用することができる

場合は、前条の規定にかかわらず、乙は、石巻市議会議員及び石巻市長の選挙における選挙運

動の公費負担に関する条例第４条の規定に基づき、石巻市（以下「市」という。）に請求するも

のとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

この場合において、市が乙に支払う金額が第３条に定める契約金額に満たない場合は、甲が

乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として，本契約書２通を作成し，甲乙それぞれ署名押印のうえ，各１通を保有す

るものとする。

　　令和　　 年　　 月　　 日

 甲

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

 乙

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名